

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っている。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題である。

平成27年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示したが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められる。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、平成28年3月には、最高裁判所にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告している。

よって、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）